

【入札参加資格審査申請書の変更届について】

- 本市入札参加資格登録後、下記変更内容が生じた場合は、下表提出書類の「○」がついているものを提出してください。
- 変更内容が複数ある場合は、それぞれの変更内容につき提出書類を確認していただき、一つでも「○」が付いたものは提出してください。

変更内容／提出書類	業者登録カード①	入札参加資格審査申請書 変更届	登録・許可証明書 ※1	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) ※1・2	印鑑登録証明書 ※1	使用印鑑届	委任状 ※3
本店の商号・名称	○	○	○	○	○	○	○
本店の所在地	○	○	○	○			○
代表者	○	○	○	○			○
支店等の商号・名称	○	○		○			○
支店等の所在地	○	○		○			○
代理人（受任者）	○	○					○
電話番号・FAX番号	○	○					
実印	○	○			○		
使用印	○	○				○	○
資本金	○	○		○			
振込先（金融機関・口座）	○	○					
組織変更 (個人から法人等)	○	○	○	○	○	○	○
許可・登録		○	○				

※1 写し可 ※2 個人の場合不要 ※3 本店で登録の場合不要

○ 注意事項

- 1 提出書類は、登録区分（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・その他業務）それぞれ別々に作成し、提出してください。なお、2以上の登録区分の変更届を同時に提出する場合、提出書類（登記簿謄本（履歴事項全部証明書）・印鑑登録証明書）は一部で結構です。

※ 業者登録カード①の使用印押印欄には必ず使用印を押印してください。

- 2 「入札参加資格審査申請書変更届」の様式は、別添の本市所定のもの又は国土交通省の統一様式若しくは内容が同じであれば任意のもので可能です。

- 3 許認可証明書等について、四條畷市に変更届を提出する際に最新のものが無い場合は、最新の許認可証明書等が出来次第、送付してください。

※ その場合、変更届提出時は、許認可について変更手続きを行っていることを示す書類（写し可）を提出してください。

- 4 希望業種の変更・追加・削除について

【建設工事、測量・建設コンサルタント等】：変更届で登録している業種の削除はできますが、希望する登録業種の変更・追加はできません。

希望する登録業種の変更・追加は、次回の入札参加資格審査申請書時に再申請してください。

【物 品 ・ そ の 他 業 務】：変更届で登録している業種の削除はできますが、希望する登録業種の追加がある場合は、「入札参加資格審査申請書の受付（随時登録）」をご参照ください。